

日 銀 業 第 4 6 5 号
2 0 2 2 年 1 0 月 2 0 日

国債振替決済関係事務についての

日銀ネット利用先 御中
日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債振替決済関係事務）」の
一部改正に関する件

国債振替決済関係事務についての日銀ネット利用先と日本銀行との間で授受
している書面の一部について、日本銀行業務オンライン（以下「業務オンライン」
といいます。）による授受に移行すること（「日本銀行業務オンラインによる
授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件」（2022年10月
18日付日銀業第439号））に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、
2022年11月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、業務オンラインによる授受への移行に伴う、当座勘定・準備預り金・担
保・外国中央銀行等の預り金・国債関係事務等にかかる共通的な留意事項は次の
とおりです。

1. 一般的な規程改正方針について

業務オンラインによる授受対象書面は、「日本銀行業務オンラインによる授
受対象の業務系統書面一覧表」（2022年8月4日付日銀業第329号別紙）
により一元的に定める扱いとしています。このため、各事務取扱規程について
は、主として、現行の授受手段が明記されている場合には当該記載を削る等の、
必要最小限の改正を行うこととし、授受手段を業務オンラインに改める改正
は行っておりません。

ただし、現行の規定内容や業務オンラインによる授受への移行後の事務取扱
等を踏まえ、該当規程において、取扱いを明確にすることが望ましいと考えら

れる場合には、業務オンラインにより授受することを明記する改正を行います。

2. 業務オンラインにより授受する書面の押印等について

「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の表1に定める書面のうち、現行押印（署名を含みます。以下同じです。）を要する書面については、業務オンラインによる授受への移行後、書面への押印を不要とします（日本銀行が特に指示する場合を除きます。）。また、業務オンラインにより提出された書面は、代表者または代表者から権限を付与された者（以下「代表者等」といいます。）から提出されたものとして取扱うため、代表者等の役職名および氏名の記載についても原則不要とします。

以 上

【本件に関する照会先】

- 日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）
- ・ 改正内容に関するもの 佐藤（内線：6061）、田中（内線：6103）
 - ・ 上記以外 高木（内線：6059）、佐藤（内線：6061）
中山（内線：6106）

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則
(国債振替決済関係事務)」中一部改正

- 第1編 I. 1. (18) 中、「の窓口」を削る。
- 第1編 I. 2. (2) 中、「の窓口」を削る。